

改正 昭和29年10月5日条例第26号

昭和31年10月1日条例第45号

（設置）

第1条 旭川市消防賞慰金支給条例（昭和28年11月10日条例第47号）に規定する事項を審査するため、市長の附属機関として旭川市賞慰金審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（職務）

第2条 委員会は、次の事項を調査し、市長の諮問に答申するものとする。

- （1）賞慰の基準に関する適否
- （2）功績の程度
- （3）身体傷害の程度
- （4）賞慰金の金額

（組織）

第3条 委員の定数は8名とし、次に掲げる者をもつて組織する。

- （1）医師会の推せんする医師 2名
- （2）弁護士会の推せんする弁護士 2名
- （3）民生委員協議会の推せんする民生委員 2名
- （4）学識経験者 2名

2 前項に規定する委員は、市長がこれを委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改嘱する。

2 前項の委員に欠員を生じた場合、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（資料の要求）

第5条 委員会は、調査又は審査上に必要がある場合は、関係者に対して資料の提出又は説明を求めることができる。

2 前項の規定により、説明を求められて出頭した者に対する費用弁償は、市議会の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の規定を準用する。

第6条及び第7条 削除

（委任）

第8条 委員会の運営その他について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例により最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、その半数は1年とする。その半数の委員は市長が定める。

附 則（昭和29年10月5日条例第26号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。

附 則（昭和31年10月1日条例第45号）

この条例は、旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の施行の日（昭和31年10月1日）から施行する。